

平成31年  
第2回日の出町  
農業委員会議事録

日の出町農業委員会

## 農業委員会第2回総会日程

平成31年2月25日  
役場全員協議会室

1. 開 会

2. 諸報告

3. 議事録署名委員の指名

4. 議 事

(1) 農地法第4条の規定による許可申請について

(2) 日の出町農業委員会会長専決規程第4条による報告について

5. 閉 会

平成31年第2回日の出町農業委員会総会

平成31年2月25日  
役場全員協議会室

| 議席 | 氏名        | 議席 | 氏名        |
|----|-----------|----|-----------|
| 1  | 木住野 佑 治 君 | 9  | 宮 岡 進 君   |
| 2  | 関 根 進 君   | 10 | 松 本 哲 男 君 |
| 3  | 野 口 隆 昭 君 | 11 | 青 木 崇 君   |
| 5  | 矢 治 一 俊 君 | 12 | 山 崎 茂 樹 君 |
| 6  | 馬 場 敏 明 君 | 13 | 土 澤 孝 一 君 |
| 7  | 小 川 昌 夫 君 | 14 | 辻 本 泰 啓 君 |
| 8  | 和 田 勝 君   | 15 | 神 田 功 君   |

事務局職員

事務局長 吉 村 秀 樹

事務局次長 布 田 努

事務局 宮 下 貴 裕

欠席委員 10番 松 本 委員

事務局長 皆さん、こんにちは。只今から平成31年第2回日の出町農業委員会総会を開会いたします。

それでは、神田会長より、ご挨拶をいただきます。

会 長 皆さん、改めましてこんにちは。本日は第2回の農業委員会総会を開催したところ、本日は松本委員が欠席です。出席委員が半数以上おりますので、総会は成立しております。本日も審議をよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

事務局長 ありがとうございました。

続きまして、日程3. 議事録署名委員指名及び議事進行を会長に、お願いいたします。

会 長 3. 議事録署名委員の指名をさせていただきます。8番 和田委員、9番 宮岡委員にお願いいたします。

本日の欠席者は、10番 松本委員です。

それでは、4. 議事に入らせていただきます。(1) 議案第1号 農地法第4条による許可申請について、事務局の朗読及び説明をお願いいたします。

事務局 ( 議案第1号について朗読及び説明 )

会 長 朗読及び説明が終わりました。

地区担当は・委員です。申請地を確認していただいております。説明をお願いします。

委 員 2月21日に現地確認を行いました。申請地は、・のある・区画整理地内の北側の道路を・近くまで行ったところにある・公園の北側道向かいにある圃場です。間口が約20m、奥行きが約50mあります。

先ほどの説明にもあった通り、・番を分筆して、・番を作り、面積を1000㎡未満にして、約40台停められる駐車場にするということでもあります。

周辺の状況としては、東側は・業者である・株式会社があり、西側と北側には圃場。南側に道路があります。

当該の農地は栗の木が植えてあって、下草の管理もされているのですが、肝心の栗の木は枯れていて、ほぼ収穫ができない状況です。

西側の圃場では家庭菜園レベルの耕作が行われていて、ネギがちょうど定植してあります。

転用による周辺への影響についてですが、駐車場は砂利敷きであると

聞いております。また、周辺に水が流れ出ないように土留めを設置したり、中央に水が流れるように傾斜をつけたりと、周辺農地に影響が出ないようにすると聞いております。周囲は単管パイプで囲むため、日陰等の影響は少ないと思われま

す。先ほどの説明にもありましたが、分筆した北側は栗を抜根した後、圃場にする

と聞いております。道路から入る道がなくなりますけど、駐車場の中を

会 長 ・委員及び事務局の説明が終わりました。  
委員さん方、意見、質問がございましたらお願いいたします。  
はい、委員。

委 員 基本的な事項について質問したいのですが、私の知識と違っていたら申し訳ないのですが、法第4条申請でよいのでしょうか。この案件は、5条申請にあたるのではないかなと思うのですが、教えていただきたい。

会 長 はい、事務局。

事務局 はい、回答します。当初は地権者の・さんから・さんが畑を借りて、・さん

委 員 わかりました。

委 員 ちょっといいですか、南側が駐車場で、北側が畑ということですが、この畑の高さとか境界はどうなっていますか。境界について、ブロックを積むとか、植栽を行うとかどのようになっていますか。

例えば、この畑の西側をみると畑の表示ですし、北側を見ても畑の表示ですよ、そこのところはどのようになりますか。

それと、東側のところに作業場というか駐車場だと思いますが、案内図を見ると小さな四角がありますが、これは何なのでしょう

委 員 はい、東側の・のことですが、境界はブロック積みがなされていて、グラウンドレベルも地面よりも高くなっております。なので、東の境については何もしなくても問題ないかと思

います。案内図に書いてある縦に長い四角が、事務所で、他は資材置場の屋根だと思われ

委 員 当該の北側の方に四角い倉庫だか何かがあるのですが同一地番内に

あるのかどうか、それが何かわからないし、畑から入れる高さがあるのかを知りたいのですが。

委員 東側の資材置場は高くなっています。北側と西側の圃場は同じ程度のグラウンドレベルです。なので、駐車場の方をどのように設計するか知りませんが、レベル的には車が入っていくことが出来ます。

事務局 雨水対策については、駐車場の中央に傾斜を付けて、中央に雨水が集まるようにします。

会長 雨水は、自区内処理で浸透させてしまうわけですか。

委員 この土地については、道路から見て北の方が下がっていると思います。西側の畑の土地所有者の同意書というものは取っていますか。

事務局 取ってあります。

会長 他にありますか。はい、・委員。

委員 今回の土地は980㎡ということですが、何か許可が必要ですか。

会長 1000㎡以下なので東京都緑化条例の許可はいりません。

委員 500㎡以上だと開発指導の許可が必要だったと思ったのですが。

会長 はい、事務局。

事務局 はい、現在資料がないので、詳しくは分かりませんが、500㎡以上の開発許可というのは、市街化区域の宅地造成に係るものだと思います。今回の場合は、駐車場であり、宅地造成を対象にするものでないので、開発許可は不要であるとのこと。

委員 詳細について調べてください。

事務局 分かりました。

委員 残地については、耕運機か何かで管理するのですか。

事務局 駐車場は砂利引きで、そのまま畑に車で行くことが出来るので、トラクター等も入れます。

委員 畑に関しては囲繞地になってしまうのですね。

事務局 その通りです。

会 長 意見、質問がないようですので、議案第1号 農地法第4条による許可申請について処理いたします。  
許可として、よろしい委員さんは、挙手をお願いいたします。

挙手多数ですので、本案件は、許可いたします。  
続きまして、(2)日の出町農業委員会会長専決規程第4条による報告について、事務局の朗読をお願いいたします。

事務局 (専決処理朗読 4条届出1件、5条届出3件)

会 長 朗読が終わりました。  
只今の報告につきまして、意見、質問がございますか。

委 員 報告の1号が畑の62㎡ということによろしいですか。

委 員 面白い形をしていますね。どうしてこういう形になっているんですか。

事務局 報告第1号の土地につきましては、現在の方が相続で取得した土地でありまして、隣の宅地も相続したのですが、細く畑が残っていたので、今回、宅地に地目変更するために届出が出ました。以上です。

会 長 今から2、3カ月前に隣の・番については届出が出されて、家が建ったのですが、今回の・番だけが畑に残っていたそうです。  
・番と合わせて宅地になるということです。ここだけで家を作るというわけではありません。

委 員 届出人が・さん。相続で取得しているので譲渡人とかが出てこないということですね。

会 長 そういうことです。

会 長 意見、質問がないようですので、(4)日の出町農業委員会会長専決規程第4条による報告とさせていただきます。

以上をもちまして、本総会の日程は終了いたしました。

署 名

議 長

---

8 番

---

9 番

---